

ふくし TIMES

<http://www.knsyk.jp>

vol. 735



2013. 2

編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

福祉タイムズ



〈写真・菊地信夫〉

「美味しい」でつながりを

(福)唐池学園 貴志園 就労継続支援B型事業所内にあるそば店『一服館』で、こだわりの麺づくりを一手に引き受ける丸山透さん。これまで7年にわたり、その日その日のそば粉の香りや手触りに感覚を研ぎ澄まし、そば打ちの技を磨いてきた。「美味しく食べてもらうことが一番」と語る笑顔の一方、手元を見つめる視線は真剣そのもの。繊細な手仕事に魅了された常連客が、この店の味を求めて通っているという。暖かな冬の日差しが差し込む店内で耳を澄ますと、正確なリズムを刻む音が聞こえてくる。

contents

- 02 特集
福祉・介護業界の未来をいかにPRするか
- 04 NEWS & TOPICS
・本県の精神保健福祉サービスの動向
・新たな生活支援体系の構築に向けて
- 06 私のおすすめ
子育て中のお母さんのストレス発散法！
- 07 福祉最前線
神奈川県労働者福祉協議会
- 08 連載 かながわの福祉課題を追う—第11回—
- 10 県社協のひろば
第36回県福祉作文コンクール表彰式開催報告
- 12 かながわの福祉情報
更生保護と社会福祉の連携に関する懇談会

福祉・介護業界の未来をいかにPRするか

―かながわ福祉人材センターからの新たな発信

かながわ福祉人材センター（以下、「福祉人材センター」）は、少子高齢化等の進行による福祉人材確保を主なねらいとし、平成3年に県の委託を受け、無料職業紹介所（平成4年認可）としてさまざまな事業を推進してきました。

現在、新たな担い手の発掘を目的に、大学生を主とした若年層に対し、本会経営者部会及び（株）リクルートキャリアと共に大学内で学生を対象に実施されている業界研究講座等を活用し、福祉・介護業界に関するPR活動を行っています。

需要に追いつかない 福祉人材の確保

わが国の人口は2048年には1億人を割り込み、生産年齢人口は約50%の5千万人に、そして高齢化率も約40%となることが予測されています。

介護サービスの需要に注目が集まるところですが、実際の介護職員数を見てみると、平成12年度の55万人から、平成24年度には140万人に増員しています。今後は平成27年に約170万人、平成37年には約240万人の介護職員が必要になると予想されており、年間6〜8万人の増員が必要となる計算です。

しかし、これまでの介護職員数の増減を見ても、平成17年度からの伸びは鈍化傾向にあり、介護職員の人材確保は社会的な課題といえます。

福祉人材センターとは

福祉人材センターは介護職員の求人だけではなく、福祉・介護業界の幅広い職種に関する求人を取り扱う無料職業紹介所です。

社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的に、①啓発活動、②調査研究、③経営者が行う従事者の処遇改善・資質向上・新規確保の相談と援助、④研修、⑤連絡、⑥求職者の就職活動支援に係る事業を推進しています。

特に、求職者の就職支援の事業としては、福祉・介護業界での就職に関する相談対応をはじめ、福祉現場で働く職員から就業状況を聞く「福祉の仕事を知る懇談会」、社会福祉施設等で実際に仕事を体験する「福祉・介護の職場体験」、求人側とのマッチングの場である「福祉のしごとフェア」を実施しています。

福祉施設経営者との連携

本会経営者部会では、福祉施設を運営する立場から「今後、福祉サービス利用者の増加が見込まれる一方、従事者の確保が追いつかない」という課題認識があり、福祉系大学や専門学校等で知識や技術を身につけた新卒者採用に限らず、福祉系学部・学科のない大学等からも人材を確保していかねければ、近い将来から乗り切ることができないと危機感を抱いていました。

そのような中、本会が平成21年度に行った「一般の20歳前後の若者が介護や福祉をどのように思っているか」という意識調査では、「介護の仕事が自分に合うかどうか判定するための情報と機会（職場体験等）が今後重要な活動になる」ことや、3割の若者は関心もあり、「学校で勉強をしたかった」との回答もありました。

また、福祉人材センターにおいても、若年層の求職登録者数や各事業への参加率が年々減少してきていることもあり、福祉系の学部・学科のある大学を中心に、福祉人材センターの利用方法や各事業のPR活動を行っていたところでした。

そこで、経営者部会及び福祉人材センター双方で若年層の人材確保が課題となっていることから、共通の課題解決のために、平成22年度から

経営者部会と関わりのあった神奈川県私立大学就職研究会の協力のもと、福祉系以外の大学へも個別にアプローチを行い、各大学の就職支援の取り組みや、そこからみえたニーズ、学生の傾向等に合わせ、具体的な企画の提案へとつなげていきました。

学校主催の業界研究に 「福祉・介護分野」を

業界研究講座（以下、「業界研究」）を実施した神奈川大学では、もともとと学生への就職支援活動の一環として一般企業系の業界研究を行っていましたが、大学の就職担当課と協議した結果、10月に業界研究の1コマを福祉・介護業界のPRをする場として初めて確保することができました。

業界研究の実施に際して特に注目したのは、ヒアリングの結果みえてきた、学生の福祉・介護業界に対するマイナスイメージです。

このイメージを打破するため、業界研究では、（株）リクルートキャリアや、他業界から転身した経歴を持ち、経営・企画業務を担当する施設関係者の協力のもと、介護業界の実情について説明しました。

当日は15名ほどの参加者ではありませんでしたが、「今後の日本の成長産業であることを知り、視野に入れてみようと思った」「今後の福祉の必要性について知ることができて良かった」



組織図や施設の写真等を効果的に使いながら行われた業界研究。参加した学生たちは、90分間の講座に熱心に耳を傾けていました

大学へのヒアリング結果から

本年1月現在、神奈川県私立大学就職研究会に加盟している26校のうち、24校に訪問し、ヒアリングを行ったところ、IT等の専門的な分野に

「今まで福祉業界について詳しく知らなかったの、実際に現場で働いている方々のお話を聞くことができて良かった」との反応がありました。また、11月には青山学院大学相模原キャンパスで業界研究を開催し、理工系の学部を考慮した内容を事前に協議した上で、福祉・介護業界の実情のほか、ITをはじめとした福祉施設のシステム化の業務や起業など、多くの可能性を秘めている業界であることを伝えました。

特化している大学は、そこでの学びを生かした就職先が明確であり、福祉・介護業界への関心が高くないことが分かってきました。就職を見据えて入学する学生が大半を占めるため、専門分野に直結しない業界の就職を視野に入れる機会も少ないようです。また、学生たちの目指す業界においても人材不足が課題とされたりするなど、大学の就職支援担当者としても、積極的に他の業界を勧めることができないといった声もありました。

また、マスコミ等の影響により、「福祉の仕事＝介護職員」という一面的な印象を強く抱いている傾向にあること、重労働や低賃金などマイナスイメージを抱いている学生が多いことがうかがえました。さらに各大学の就職支援担当者からは、「キャリアパスが見えづらい」「生活していけるだけの賃金を得ることができないか不安」といった厳しい意見も聞かれ、福祉・介護業界の実情が伝わってきていないことも明確になってきています。

ただ一方で、ボランティアや地域活動に力を入れている大学もあり、福祉・介護業界につながる分野について、学生の関心があることも分かっています。中には卒業生と連携し、就職につなげている例もあることが分かりました。

今後の取り組みに向けて

今回訪問した大学からは、介護業界だけではなく、障害福祉や児童福祉等、さまざまな福祉分野を知るための企画もニーズとして挙がってきており、就職相談会や職場見学バスツアーなど、各大学に沿ったメニューの開発も求められてきています。

さらに、経営者部会では、神奈川県内の本会会員法人を対象に、福祉施設で働く30歳以下の若手職員の出身校調査を行っており、今後の大学訪問時に活用し、より効果的なPR活動の場の確保に役立てていきます。そして、現在、高校や中学校でも

(株)リクルートキャリア
HELPMAN!●JAPAN担当
門野 友彦



福祉人材の採用に光が見えた

神奈川県社協の最近の活動を見ていると、「福祉人材の採用」という課題は解決できそうな気がしてきました。

社協という中立的かつ地域密着という立場を最大限生かして、県内の全事業者の「らしさ」(こだわりや魅力)を結集し求職者にアピールすることは、各事業者が個々に求職者にアピールするより信頼性も高く効率的。県内全事業者の魅力を知った県社協が間に入ることで、求職者は福祉の未来の可能性に気づき自分に合った職場に出会う。そんな世界が少し見えてきました。

今回の若手職員の出身校調査はまさにその第一歩。集まったデータを持って学校訪問し、県内の福祉に関心を持ってもらうこと、学校に対して丁寧に事実を伝えることが、遠回りのように見えて実は一番の近道。それを県社協が全部行うのではなく、各事業者で手分けして担当校を決め、県内全事業者の情報を発信。全員が県内福祉の採用担当。そんな協働が県内で徹底できると未来が見えてきます。

キャリア教育に取り組んでいるところもあることから、大学へのアプローチだけではなく、さらに世代を広げ、福祉・介護業界を支える新たな人材の確保に着手する予定です。今後も福祉人材センターでは、求職と求人、双方のニーズを自らの足で確かめ、実感し、その上で個々のニーズに沿ったマッチングができるよう各事業を進めていきます。

(福祉人材無料職業紹介担当)

【参考】
・全社協「月刊福祉」2013年2月号特集「福祉人材は今後どうなる?」
・平成24年度福祉人材センター全国連絡会議レジュメ集
・厚労省「介護サービス施設・事業所調査」(医療・介護に係る長期推計)
・国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)

本県の精神保健福祉サービス の動向 (N) 県精連「市 町村補助事業調査」から

(N) 神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会（以下、「県精連」）は、精神障害のある方々が利用する地域活動支援センター・グループホーム・就労支援事業所・相談事業所等を会員とする団体（横浜市・川崎市を除く）で、精神障害当事者一人ひとりが、その人らしく安心して暮らせる地域づくりのために、横のつながりを図り、情報共有や研修、要望活動等を行っています。

県精連の前身である「神奈川県精神障害者地域作業所連絡協議会」は、神奈川県精神障害者地域作業所補助金制度（県市町村協議事業）が開始された翌年、1983年に全県組織として立ち上がりました。その当時、県下に地域作業所が10数カ所しかなく、作業所運営や支援のノウハウもない手探りの中で、つながりを持つと集まったことがきっかけでした。



▼継続してきた調査事業

情報を共有化する中、各市町村で地域作業所に対する制度が少しずつ確立され、とある市に家賃補助や交通費等が助成されたことをきっかけに「自分たちの市町村にも」と運動が広がっていききました。そして、1987年に県への要望書提出を行った際、地域作業所に対する市町村補助事業の調査を初めて実施し、その結果を添付しました。

その後、1999年に横浜市・川崎市・県域の3団体に分かれることになり、県域の活動と県精連の名称を継承しました。調査事業については、2002年に県下の市町村の施策や制度についても内容を拡大。それ以降、国や県の制度変更に伴い、精神保健福祉について市町村がどのような施策を展開しているか調査し、県下の全市町村からの回答を得てきました。

▼2012年度調査結果から

精神保健福祉業務（障害者手帳申請等）が市町村の窓口業務とされてから、ようやく10年を数えようという本年度は、7～9月の間、全33市町村に調査を行いました。（回収票33、回答率100%）

—2012年度調査の内容—

- ①精神保健福祉に関するサービス
（障害者自立支援法関係事業等）
福祉サービス事業所数／地域生活支援事業／成年後見制度利用支援事業／相談支援事業／自立支援協議会等
- ②精神保健福祉に関するサービス
（市町村の福祉制度関係）
- ③神奈川県と市町村の共同事業
障害者地域生活サポート事業／障害者地域活動支援センター事業費補助事業
- ④基本調査（福祉事業所等の市町村補助）

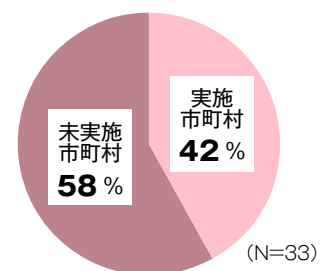


本県には3つの政令市がある一方、人口10万人以下の市町村も18あり、市町村の財政格差は歴然としています。県単独補助制度があることで地域格差も少しは是正されているように見えますが、たとえば、17市町村では精神障害を主たる対象とするグループホームが設置されていません。

障害者自立支援法で3障害が一元化されましたが、精神障害のある方を対象とする福祉サービスは数量自体が少なく、画期的にサービス量が増えたわけでもありませんでした。そのような中、今年度か

精神保健福祉に関するサービス 重度障害者医療費助成実施状況

((N)県精連「2012年度市町村補助事業調査」より)



ら県が重度障害者医療費助成制度の対象を精神保健福祉手帳1級所持者に拡充したことについて、市町村の対応状況が今回の調査結果に表れています。【グラフ】

本調査報告書は、市町村行政をはじめ、県・社協・保健所等の関係機関にも配布し、精神障害者福祉サービスの地域格差の是正に向けた、地元市町村への要望活動の資料として活用されています。県精連ホームページに公開していますので、ぜひご覧ください。

◆(N)県精連事務局

☎ 045-821-6694

FAX 045-821-6894

URL <http://www.15ocn.jp/~k-seiren/>

(N)神奈川県精神障害者

地域生活支援団体連合会)

●地域ケア会議 法定化へ

1月7日、厚労省の介護支援専門員の資質向上と今後のあり方に関する検討会の中間報告がまとめられた。保険者(市町村)機能の強化等による介護支援専門員の支援として、地域包括支援センターが開催する「地域ケア会議」の推進と法定化による機能強化を挙げた。

●急がれる保育士の人材確保

厚労省は1月7日、平成24年度補正予算案の概要を公表した。そのうち「待機児童解消のための保育士の確保」として438億円を計上。潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置や認可外保育施設の保育従事者への資格取得支援、養成施設入学者に対する修学資金貸付、保育士の処遇改善等を盛り込んだ。【関連記事2・3面】

●地方検察庁で社会福祉士を採用(東京)

東京地方検察庁は1月21日、罪を犯した高齢者や障害者の再犯防止に向けて、福祉分野との連携を目指し、保護司経験のある社会福祉士を1名非常勤職員として採用した。【関連記事12面】

新たな生活支援体系の構築に向けて—社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書まとまる

昨年4月から議論を重ねてきた、厚労省の生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会(部会長・宮本太郎北海道大学大学院教授)が1月25日、最終報告書をまとめ、「生活困窮者の増大によって、この国の基盤が揺らいでいる」と、生活困窮を取り巻く深刻な現状に警鐘を鳴らしました。

報告書では、新たな生活支援体系の方向性を「生活困窮者の活動的な社会参加と就労を支えながら、その生活向上を図り、地域の活力、つながり、信頼を強めていく」とし、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、制度的な対応が必要な事項を中心に整理しています。

生活保護基準の引き下げなど、社会保障費のあり方の見直しが行って進められる中、それぞれの地域に必要な支援のしくみを考えていく上で、ひとつの指標となる報告書です。

新たな生活支援体系の視点 (報告書より本会作成)

基本的視点

自立と尊厳／つながりの再構築／子ども・若者の未来／信頼による支え合い

具体的なかたち

包括的・個別的な支援／早期的・継続的な支援／分権的・創造的な支援

分野

①相談支援②就労支援③多様な就労機会の提供④居住確保支援⑤家計相談支援⑥健康支援⑦子ども・若者の支援



※報告書は厚労省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)に公開されています。
(企画調整・情報提供担当)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本 誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)

同 辻村 祥造(☎045-311-5162)

同 西迫 一郎(☎046-221-1328)

同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)

代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかんし印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市中区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700/1709 FAX045(784)8802
制作部 TEL045(785)1708 FAX045(780)1588
<http://www.kki.co.jp/>

私のおすすめ

子育て中のお母さんの ストレス発散法！

春の足音が少しずつ聞こえてくる季節。それでもまだまだ寒い日が続く、外に出るのがおっくうというお母さんも多いでしょう。毎日、家の中で子どもの世話や家事に追われていると、疲れやイライラからストレスがたまるとい声声を聞きます。

そこで、今回は子育て中のお母さんへのアドバイスとして、先輩ママの上手なストレス発散法を紹介しましょう。

◆先輩ママはこうしてストレス発散！

(N)ままとんきっずでは、おしゃべりしながら子育ての不安やストレスを軽くし、知恵を学ぶ「子育てのための育自力講座」を開催しています。講座の『参考事例集』から、先輩ママたちのストレス発散法を【行動編】と【心がけ編】に分けて集めました。

【行動編】

♪毎日が単調で取り残された感があります。友人が仕事を始めたとなると焦ります。夫が休みの日に家で寝ていると腹が立ちます。そこで、一人で映画を観に行ったりします。気分転換が必要です。

♪子どもが寝たあと、夫と話したり親に電話したり、パン作りや読書など好きなことをします。

♪ママ友とおしゃべり。メールやネットのコミュニティサイトを利用することも。



アロマキャンドルやバラ風呂で癒し気分！



パン作りは一心にこねて食べて一石二鳥

♪一人でゆっくりとお風呂に入ります。

♪夫の実家に夫と子どもを遊びに行かせます。テレビやDVDを観て、甘いものを食べて、一人の時間を満喫します。

♪怒り過ぎてしまいそうなときは子どもから離れます。トイレで泣く・買い物に行く・散歩する・不満を紙に書きなぐるなどすると心が落ち着きます。

今月は ⇒ (N) ままとんきっず がお伝えします！

今年で子育て支援活動21年。お母さんたちが主体となって、親子が集うサロン運営・グループ保育・各種講座の開催・産後サポート・子育て支援センター運営などを展開。情報誌・単行本の発行物は40冊を超え、一部は海外でも翻訳出版。最新刊『子育てしながら輝いて生きる—0～6歳 育児を楽しむママたちの声—』も大好評。2010年の内閣府「チャイルド・ユースサポート章」を受賞。

<連絡先> 川崎市多摩区菅田堤 3-5-43

☎/FAX 044-945-8662

URL <http://www.mamaton.jp.org/>

♪「人に頼ってはいけない」と親から厳しく教えられました。でも限界で、育児サポートやシルバー人材センターに相談しました。「助けて」と素直に言えたことで、自分にも他人にも厳しかった性格が優しくなったと思います。

【心がけ編】

♪子どもが他人に迷惑をかけないようにと神経質に怒ってばかりいました。でも、細かいことは気にしないようにしたら、気持ちがラクになりました。

♪子どもはほめるとニコリいい顔をします。寝顔を見ていると優しい気持ちになれます。

♪子どもの行動はプロセスを見守ると、その理由が見えてきます。大人の感覚とは違うものです。

♪育児を完璧にしようとしなくていい。自分をかわいがる時間を持つことが大事だと思います。

♪感情を少しずつ出して、我慢をためないようにしています。つい感情が高ぶってしまっても子どもには汚い言葉を使わないように気をつけています。



子どもの寝顔は地上に舞い降りた天使の寝顔♪

子育てはストレスがたまもの。しかし、お母さんの笑顔は子どもにとって大切なものです。一人で頑張ろうとせず、夫や家族、ママ友、地域の子育て支援施設などの力をどんどん借りましょう。

また、しゃぼん玉の力を借りるのもおすすめ。不満やストレスを吹き込むように膨らまし、パチンと弾けると消えてなくなるかのようです。しゃぼん玉は子どもたちも大好き。一緒に遊んでスッキリです。

インフォメーション

■ままとんオリジナル「子育てのための育自力講座」

※全11回開催。1回のみ参加可。保育あり

※詳しくは、ままとんきっずホームページ(上記)を参照

福祉最前線

—現場レポート—

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

神奈川県労働者福祉協議会

会長 小西 正典

1972年発足。県内の労働団体や労働福祉事業団体、県内8つの地域労働者福祉協議会で構成。勤労者と県民の暮らしを守り、サポートする運動を推進している任意団体。

〈連絡先〉横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ 5階

☎045-227-6290 FAX045-227-6291



勤労者福祉の運動から公助・公益の運動へ

神奈川県労働者福祉協議会（略称：神奈川県労福協）は、県内の労働界がそれぞれ独自に運動を展開していた時代にあって、働く者の「福祉」については共通する課題であるとの認識を共有し合い、垣根を越えて労働者福祉の向上に取り組む団体として誕生しました。

以来、組織・未組織を問わず、労働者福祉の向上や県民の暮らしサポートにつながる自主福祉活動、自治体への施策要請・提言、「ともしび運動」等を通じた社会運動に取り組んできています。

神奈川県労福協は昨春、設立40周年を迎え「支えあい、これからも。」との心合わせを行い、ネットワークを広げて、諸活動を通じて共助・公益の運動を公助・公益の運動へもつなげていくことにしています。

ここでは、私どもが勤労者や県民を対象に“地域に開かれた支えあい（暮らしサポート）の基盤”として実施している「かながわ生活相談ネット」事業（電話無料相談・対面相談）のうち、労働相談の一端を報告します。

「労働」の尊厳を大切にしたい施策展開を

労働相談には、労働契約、賃金不払い、労働時間、解雇・退職強要、労働・社会保険、差別・セクハラ等、労働の現場で起こるさまざまな相談が寄せられています。

至近の特徴的な傾向としては、雇用や賃金関係は横ばいにはありますが、労働契約・労働条件の不利益変更やパワハラ・セクハラ・嫌がらせ等が急増しており、後者の相談者の多くが何らかの形で心療内科に通院していたり、ストレスを抱えていたりしているとのこと。

当団体では、労働団体との連携で多様な労働相談に対応してきていますが、こうした相談状況を関係者へも周知徹底し啓発して、問題発生をなくす取り組みをきめ細かく展開していく必要性を痛感しています。

わが国の産業構造が変化し雇用形態も多様化した中で、今一度、福祉の根幹ともいえるべき「労働」とその尊厳に目線を置いた国や地方行政の実効ある施策展開を掲げるものです。

★かながわ生活相談ネット ☎0120-786-579（フリーダイヤル） 受付時間：月～金曜日 午前10時～午後6時

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償



ホームページでも内容を紹介しています
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために！

プラン1 施設業務のための補償

（賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険）

①基本補償

- 基本補償（A型）は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- 見舞費用付補償（B型）は、賠償責任のない場合の見舞金が充実

- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 施設の医療事故補償

②個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合（おそれのある場合を含みます）に補償

③施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆スケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。

プラン2 施設利用者のための補償

（普通傷害保険）

- ①入所型施設利用者の傷害事故補償
- ②通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 施設職員のための補償

（労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険）

- ①施設の労災上乗せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約（「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」）です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

社会福祉法人
全国社会福祉協議会
〈引受幹事保険会社〉 株式会社 損害保険ジャパン

株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〔S.J11-12205 2012.2.24 作成〕

生活困窮世帯を取り巻く課題

～生活福祉資金貸付制度からみる低所得世帯の暮らしと社協の取り組み～

厳しい経済・雇用情勢が長期化する中、生活困窮者をめぐるさまざまな生活課題が顕在化するとともに、行財政難の中、増加する生活保護は制度のあり方が検討されるなど、今、改めてどのような制度・施策が求められ、支援に結び付けることが必要なのか大きな課題となっています。そこで今回は、生活福祉資金貸付制度の動向と今後の支援のあり方についてまとめます。

生活福祉資金貸付制度は、その創設以来、社協と民生委員による相談支援を基本として、社会福祉法第2条第2項第7号に規定されている第一種社会福祉事業です。従来から生活福祉資金は、一定の生活が成り立っている低所得世帯層を中心に支援を行ってきましたが、支援の対象や目的が社会的な背景により変化してきた、言い換えれば柔軟に運営されてきた制度です。

平成21年10月に行われた制度改正では、資金種別が統廃合されたほか、連帯保証人要件の緩和、貸付利率の引き下げ、新たな資金の創設などがありました。生活福祉資金貸付制度は、第2のセーフティネット施策として位置づけられたこともあり、リーマンショック以降の厳しい経済・雇用情勢を受け、貸付相談・決定件数も激増した経過があります。

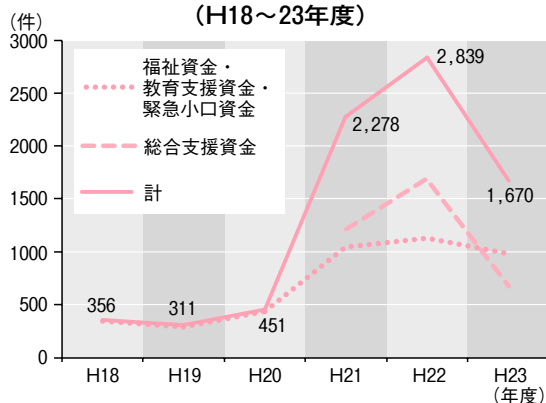
【グラフ】

制度見直し後の状況を受けて、改めて社協や民生委員の役割について考える時期を迎えているといえます。

生活を再建するために

失業者等の生活再建支援を目的とする総合支援資金では、「勤めてきた会社の経営が悪化し、人員整理の対象となった」「派遣社員として就労してきたが、継続が難しくなった」など、再就職の活動に取り組む理由

生活福祉資金貸付決定状況・件数
(H18～23年度)



は人それぞれに違います。定期的な収入が途絶えたことから、貯貯金での生活を送るにも限りがあります。家賃や光熱水費などの支払いに困り、社協を訪れる人が少なくありません。

相談者の中には、生活の基盤である住居を失い友人宅に身を寄せていたり、ネットカフェ等を利用しながら就職活動を行っている人もいます。また、社協へ相談に至るまでに利用した金融機関等のキャッシュローンや住宅ローン等の負債が大きくなり「生活再建」のために、どのような支援が必要なのかを考えるに悩ましい相談も入ります。

ある意味、雇用施策の一環として位置づけられ、創設された「総合支援資金」ではありますが、償還が本

格的に始まる中で「生活再建」の意味や貸付制度の支援のあり方を考えることが必要な時期を迎えています。

生活再建や貸付金の返済のためには、一定の収入を得ることが可能な仕事に就く必要があります。就労に結び付かないうちに貸付期間が終了した場合、本資金による支援の有効性を考えてしまうこともあります。

総合支援資金の貸付限度額は340万円、償還期間は最長20年。世帯によっては、他の債務の支払いと重なり、さらに生活費を圧迫することにもつながりかねません。

離職し就労先を探す状態の人への生活支援として「貸付」という手段が適切であるのか、どのような施策とつながる必要があるのか、再度、検証することが求められるのではないかと考えられます。

子どもを取り巻く環境の厳しさ

毎年、冬が近づくにつれて、相談数が増加するのが高校・大学等の教育費の貸付である「教育支援資金」です。母子や父子世帯からの相談も増加する中、子どもを取り巻く環境も実にさまざまです。健康状態が不安定なことから、十分な就労が難しい親権者、生活保護受給世帯、配偶者等からの暴力により住民票を現居住地に置くことが難しい状態にある世

帯、過去に自己破産等の経歴があり、他の資金の活用が難しい世帯など、生活状況が複雑であることも少なく

なく、福祉事務所・児童相談所、行政機関や学校、児童養護施設そして児童委員の関わりにより、社協の相談へつながってくることもあります。

子どもの教育費用は、授業料ばかりではなく、制服代や部活動費などの諸経費、修学旅行代なども必要です。教育支援資金で対応できるのは一部でしかなく、不足する費用を世帯として準備しなくては、学業を続けることも難しくなります。学業の継続、将来の夢に向けて、子ども自らが家計の助けとなるようにアルバイトをし、無事卒業できたことを社協の相談員に報告にきたというエピソードが聞かれることもあります。

「生活福祉資金」の資金種類

<総合支援資金>

失業などにより、生活の維持が困難になった世帯へ生活費及び必要資金の貸付

☞生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費

<福祉資金>

低所得世帯、障害者や日常生活上療養または介護を必要とする高齢者のいる世帯などに対して、日常生活を送る上で、一時的に必要なと見込まれる費用の貸付

☞福祉費、緊急小口資金

<教育支援資金>

低所得世帯に対して、学校教育法に定められた高等学校、大学などへの進学や通学に必要な経費を貸付

☞教育支援費、就学支度費

<不動産担保型生活資金>

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保に生活費を貸付

☞市町村民税非課税程度世帯向け、要保護世帯向け

※詳しい貸付条件等については、お近くの市区町村社協にお問い合わせください。

複雑化する生活課題を受けとめる

生活福祉資金の相談の多くは、経済的な困窮を主訴としています。時には刑務所を出所し、更生に向けて就労先を探す方から生活費の借入についての相談もあります。

相談者は、複合的な生活課題を抱えています。その根底には、不安定な雇用形態・低賃金・失業等にとどまらず、そこから経済的要素が不安定となり、家族関係の破たんや日常生活環境の悪化につながるなどさまざまなであり、問題はさらに重層かつ複雑化しています。

そういった生活課題を抱える相談者の世帯は社会的なつながりが持ちにくい状況に置かれていることも少

なくありません。そのような状況から、社会的に孤立しがちな相談者と地域をつなぐ入口に社協はあるといえます。生活基盤が不安定となった際に、地域や社協、民生委員などの相談窓口とのつながりが持てるようなくしくみづくりが求められているのではないのでしょうか。

自立に向けた支援を

生活福祉資金は、もともと低所得世帯を対象とした貸付制度であるため、毎月の償還が順調に行われる世帯ばかりではないのが実情です。そのような中、返済が開始されて1年も経たない間に破産手続きを開始する借受者がいる一方で、毎月、なんとか償還を行っている方、電話で状況を伝えてくれる方もいます。

従来の資金では、主に民生委員が相談支援を担っていました。社協としても、償還時期の取り組みとして、さまざまな通知による連絡を行うのですが、就業や家族構成の変化により転居されてしまう世帯もいます。そこでこれまでは、民生委員の関わりにより、世帯の変化や償還が滞る状況が社協に報告され、適宜支援を行うことで対応してきました。

しかし、民生委員の関わりがない資金については、特に世帯の生活実態の把握が難しい状況です。もともと地域との関係性が希薄な状況下で

就労先を求めて転居を繰り返す借受者も少なくありません。郵送物が届かなくなり、住民転出届が行われていないといった状態の借受者も後を絶たないのが現状です。現在の制度や社協のみによる支援や関わりが限界があることが認識されます。

地域福祉推進を担う社協として

低所得者世帯・生活困窮世帯の地域資源としてある「生活福祉資金」を入口として、相談者が抱える生活課題を「今日的な福祉課題」と捉え、さまざまな関係機関・団体等と連携し、ネットワークを再構築していくことが喫緊の課題です。

「生活福祉資金」を住民の生活を支えるひとつのサービスとして捉え、相談の中で地域のニーズを見つけて出すことも可能といえます。低所得世帯の子どもを対象とする学習支援ボランティアへのスペースの提供などの日常生活圏域での支援の検討、生活保護をはじめさまざまな制度・施策サービスの充実はいままでもありません。

一人ひとりの生活上の困難さを地域の福祉課題として捉え、関係機関・団体や地域住民活動等と連携・協力して、その解決に当たること、地域福祉の推進が今まさに求められているといえます。

(生活支援担当)

自らの体験や感じたことから

「県福祉作文コンクール」表彰式開催

去る1月19日に、第

36回神奈川県福祉作文

コンクール（共催：県

共同募金会、後援：県、

県・市町村教育委員会、

NHK横浜放送局、神

奈川新聞社、テレビ神奈川、日揮社

会福祉財団）の表彰式を県社会福祉

会館で開催しました。

この福祉作文コンクールは、子ども

たちに「ともに生きる福祉社会」につ

いて考え、学校での生活や日々の暮

らしの中で、「思いやり」や「助け合い」

の心を育んでほしいと毎年開催して

いるもので、今年は県内の小・中学

生併せて、287校から9981編

審査、県最終審査会で選考され、優

秀賞16編、準優秀賞20編、佳作20編、

合計56作品が表彰されました。

長倉勉審査委員長（神奈川新聞社）

からは「すべての応募作品が日常生

活から福祉の原点や家族・友人との

絆、生きることの素晴らしさを読む

側に伝えるものが多かった。この思

いを忘れずに勉強・スポーツに励み、

21世紀の日本を支える大人に成長し

ていられることを願っています」と

講評をいただきました。

本紙では全応募作品を代表して、

本学会賞（小学生の部）を受賞し

た、松田町立松田小学校6年・本多

花乃音さんの作文を紹介します。

（地域福祉推進担当）



上：本学会賞の本多さん

下：本学会賞（中学生の部）清水菜々子さん
（葉山町立葉山中学校3年）

右：県知事賞「僕とみんな」を手話で朗読する星野秀太さん（県立平塚ろう学校中学部）。小学生の部は、金井駿介さん（横須賀市立望洋小学校4年）が受賞し朗読



優秀賞

神奈川県社会福祉協議会会長賞

おじいちゃんの笑顔

松田町立松田小学校 6年 本多 花乃音

福祉について考えた時、最初に頭にうかんだのは「障害者」という言葉でした。私は、障害者のことについて考えていると、母が「あなたのおじいちゃんも障害者なのよ。」と言いました。私は、おじいちゃんが障害者だったことを知っていたはずなのに、気が付きませんでした。「なぜだろう。」そう思いながら、おじいちゃんのことについて考えてみました。

私のおじいちゃんは、ほとんど耳が聞こえません。補聴器を付けていますが、それでも聞こえにくいようです。昔、鍛造の仕事をしていたため、大きい音をいつも聞いていたら、聞こえにくくなってしまったそうです。だから、おじいちゃんの家のテレビの音はいつも大きく、会話する時はゆっくり大きな声で話さなければなりません。でも、おじいちゃんは私と同じぐらいいつも元気で、私がおじいちゃんの家に行くと、とても喜んでくれます。また、人が大好きなので、人と会話する時はいつも笑顔です。そんなおじいちゃんは、私の自慢でもあります。

また、おじいちゃんの右手の中指は第二関節から先がありません。仕事の機械に指をはさんで、指が取れてしまったそうです。けがをして、最初はペンを持つこともできませんでした。そこで、書く練習を何度もしたそうです。今ではきれいな字が書けるようになっています。

町などで障害者を見かけた時、いつも私は「大変そうだな。」と思っていました。でもそう思うのは、不自由な部分しか見えなかったからで、おじいちゃんのように毎日楽しく暮らしている人も多くいます。

そのことに気が付き私は、障害というのは一つの個性なんじゃないかなと思いました。不自由なことはあるけれど、おじいちゃんはいつも笑顔で、私達に元気をくれます。だからおじいちゃんが障害者だったことに気が付かなかったのでしょうか。私も苦手なことはあるけれど、得意なこともあります。そういう一つ一つが、その人の個性なんだと思えてきました。

福祉の意味は「人々が満足するような生活上の環境」だそうです。その環境を作るのは私達一人ひとりだと思います。みんなができることを考えて、実行していくことが「福祉」だと思います。今、私にできることは、おじいちゃんのようにいつも笑顔でいることです。

第8回地域福祉推進を考える セミナーのご案内

- ◇テーマ=アルコール依存症の回復
～地域で支える 仲間が支える 仲間として支える
- ◇日時=3月13日(水)午後1時30分
～4時15分(午後1時開場)
- ◇会場=県社会福祉会館 講堂
- ◇対象=福祉施設職員、民生委員児童委員、社協職員、行政職員、NPO・ボランティア関係者ほか
関心のある方
- ◇定員=200名(事前申込・先着順)
- ◇申込締切=3月7日(木)
- ◇申込方法=所定の申込書をファクス
- ◇問合先=本会社会福祉施設・団体
担当
☎045-311-1424 FAX 045-313-0737

わかもの互立(支えあい) ネットワーク自主企画のご案内

- ◇テーマ=若者の地域生活を支える
～この場をネットワークの一步に
- ◇日時=3月16日(土)午前10時30分
～午後5時15分
- ◇会場=県社会福祉会館 講堂
- ◇対象=児童福祉・障害福祉関係者、
教育関係者ほか子どもや青年の自
立支援に関心のある方
- ◇費用=500円(資料代)
- ◇定員=100名(事前申込・先着順)
- ◇申込締切=3月4日(月)
- ◇申込方法=所定の申込書をファクス
- ◇問合先=わかもの互立(支えあい)
ネットワーク
※本会企画調整・情報提供担当気付
☎045-311-1423 FAX 045-312-6302

(N)ゆっくりいそご講演会のご 案内

- ホスピス医の第一人者、柏木哲夫
さん(金城学院学院長)を講師に招
き、死を見つめ、生について共に考
えます。
- ◇日時=3月7日(木)午後2時30分
～4時(午後2時開場)
- ◇会場=杉田劇場ホール(横浜市磯
子区)
- ◇対象=関心のある方
- ◇費用=前売1000円、当日1200円
- ◇定員=300名(事前申込・先着順)
- ◇問合先=(N)ゆっくりいそご(ス
ペース杉田内)
☎/FAX 045-772-5641
※電話は平日午前10時～午後5時

「ともしびグッズコーナー」 リニューアルオープンのお知らせ

かながわ県民センター1階(横浜駅
西口・徒歩5分)にある「ともしびグッ
ズコーナー」(障害者手作り製品の展
示・販売コーナー)が、2月1日(金)
にリニューアルオープンしました。
ぜひお立ち寄りください!



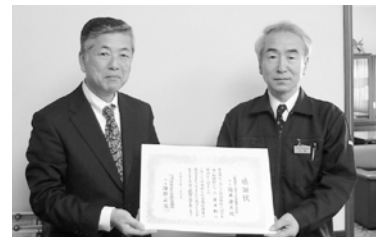
【問合先】(N)神奈川県障害
者地域作業所連絡協議会
☎045-290-0501 FAX 045-290-0201

寄附金品ありがとうございました

- 【一般寄付金】神奈川県大衆音楽協会
- 【交通遺児援護基金】(株)小田原ジムキ
- 【子ども福祉基金】佐藤和成、遠藤
康寿
- 【ともしび基金】大岡千保町内会青
年部会、(社)不動産保証協会神奈川県
本部、(社)全日本不動産協会神奈川県
本部 (合計557,874円)
- 【寄附物品】神奈川県生命保険協会、
神奈川県定年問題研究会、(社)神奈川
県自動車会議所
(いずれも順不同、敬称略)



県内児童福祉施設ヘジュースを寄贈いた
だき、コカ・コーラセントラルジャパン
(株)松田満広報・CSR推進部長(右)へ感謝
状を贈呈



県内介護老人保健施設等へ介護車両を寄
贈いただき、(社)神奈川県自動車会議所山
崎新太郎理事長(右)へ感謝状を贈呈

障害者等ITサロン閉室のお知らせ

障害者等ITサロンは、平成25年3
月末日をもって展示・相談業務を終了
させていただきましたこととなりました。こ
れまでのご利用に感謝申し上げます。

【問合先】本会地域福祉推進担当

☎045-312-4813 FAX 045-312-6307

一 社会福祉施設の設計監理一 株式 安江設計研究所 会社

東京都港区高輪 2-19-17-808
Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL http://www.yasue-sekkei.co.jp/

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

● 印刷の事ならおまかせください ●

● パンフレット・冊子・伝言板
の他、ポスター・クロッキー・イラスト
など、お気軽にご相談ください！

株式会社 **あんざい**
横浜市港南区下永谷 3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp

更生保護と社会福祉の連携に関する懇談会

本会保護司部会委員会

難しい局面でこそ 連携に向けた一歩を

刑務所や少年院などの矯正施設に入所した人たちの中に、福祉的支援を必要とする高齢者や障害者が増加しています。また出所後に福祉的支援に結び付かなかったり、社会的受け皿が十分でないため、犯罪を繰り返す「累犯」が社会問題となっており、地域での支援のあり方が大きな課題です。

【本紙11月号特集参照】

そこで本会保護司部会委員会では、1月28日、本県の更生保護を取り巻く現場で直面する課題を共有し、連携のあり方を探ろうと「更生保護と社会福祉の連携に関する懇談会」を開催しました。

初めての試みとなる今回は「矯正施設出所者の福祉的支援（生活支援）の強化に向けて」をテーマに、保護司をはじめ、更生保護施設・障害者支援施設・社協・学識経験者・県地域生活定着支援センター・横浜保護観察所の17名が参

加し、それぞれの取り組み状況が報告されました。

「居場所と出番」を 地域の中につくる

「犯罪を繰り返す背景に、子どもたちの受けた虐待経験や生活環境の影響、二次障害として背負わざるを得なかった精神的なゆがみを感じる。ただ、そうした課題は表面的には分かりづらく、本人だけのアクションでは福祉的支援につながりづらい」

「病気や障害はもちろん、借金などの金銭問題、離婚等の家庭問



題など生活課題はさまざま。具体的に一緒に動いてくれる関係機関と顔のつながりを深めていく必要がある」

「もともと厳しい生活環境に置かれ、地域に根ざすところがない人たちの『居場所と出番』をいかにつくっていくか。累犯という負の連鎖を止めるには、安心できる住まいや安定した収入を得られる就労先など、地域の中に支援の出口をつくっていくなくては」

それぞれの立場で語られる課題には共通して、支援が途切れることへの懸念とつながり続ける難しさ、地域に支援者・理解者の輪を広げていくための啓発活動の大切さが挙げられました。

「犯罪や非行をした人の支援とひと口に言っても、さまざまな法制度やしくみの中で関係者が関わっている。必要な人に必要な支援を届けていくために、地域の中で具体的な提案をしていくためにも、関係機関がどのような動きをしているのかを知る場はとても貴重な機会」と山口信郎部会長。今後の取り組みの方向性について、部会では継続して検討する予定です。

（企画調整・情報提供担当）



T236-0002 横浜市金沢区奥町15-2 | Tel.045-776-2671 | Fax.045-776-2678 | <http://www.portside.co.jp>



「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています

【発行日】2013(平成25)年2月15日(毎月1回15日発行) 【編集発行人】鈴木和夫
【発行所】社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 【印刷所】株式会社神奈川新聞社
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4番地の2 ☎045-311-1423 FAX045-312-6302 E-mail kikaku@knsyk.jp

ご意見・ご感想をお待ちしています！